

IASBによる公開草案「負債の分類—IAS第1号の修正案」に対する当委員会からのコメントレター

(前)ASBJ 専門研究員 田野 雄一^{たの ゆういち}

当委員会は、2015年6月に、国際会計基準審議会（IASB）から2015年2月に公表された公開草案「負債の分類—IAS第1号『財務諸表の表示』の修正案」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントレターを提出している。

現行のIAS第1号では、一定の要件に該当した負債に限って、流動負債に区分するとされており、当該要件の1つとして、「報告期間後少なくとも12か月にわたり負債の決済を延期することのできる無条件の権利を企業が有していない場合（なお、負債の条件が、相手方の選択で資本性金融商品の発行により決済される可能性のあるものであっても、分類には影響を与えない。）」（IAS第1号第69項）という旨が記載されている。

他方、IAS第1号第73項には、次の旨が記載されている。

- 企業が、既存の融資枠に基づいて、債務について報告期間後少なくとも12か月にわたる借換え又はロールオーバーを見込んでおり、かつ、そうする裁量権を有している場合には、当該債務を非流動に分類する。
- しかし、債務の借換え又はロールオーバーが企業の自由裁量ではない場合（例えば、借換えの取決めがない場合）には、企業は、当該債務の借換えの可能性を考慮せず、当該債務を流動に分類する。

上記に関して、IAS第1号第69項では、企業が無条件の権利を有していない場合には流動負債に区分できないとされつつも、第73項では、無条件の権利を有していない場合でも流動負債に区分する旨が示唆されているという点で、両者が整合していないのではないかという旨や「決済」の定義を含めて不明確な点がある等の旨が指摘されていた。

このため、本公開草案では、主に次のような提案がなされていた。

- 「無条件の権利」という記述から「無条件」という用語を削除（本公開草案第69項(d)）し、「裁量権」を「権利」に置き換えること
- 「決済を延期することができる権利」に「ロールオーバーができる権利」も含まれるか、及び決済の手段が現金に限られるかを明確にするため、「ロールオーバー」は、原則として、負債の継続と捉え、負債の決済には当たらないものと位置付けるとともに、「決済」は現金、持分商品、その他の財又はサービスの引渡しを問わず、負債の消滅につながるものとして定義すること
- 経営者が報告日後に予想する事象（財務制限条項違反や企業による早期償還）は、流動負債と非流動負債の区分の判断に影響しない旨を明確化すること

当委員会からのコメントレターでは、本公開草案の提案について、次の点について、基準の本文又は結論の根拠において一層の明確化を行うことを提案している。

- IAS第1号第69項における「無条件の」という文言を削除した理由
- 「借換え」と「ロールオーバー」とで想定されている相違
- IAS第1号第69項における「見込んでおり」という文言を削除した意図